

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成29年10月19日 00時48分ごろ
発生場所	愛媛県松山市釣島 <sup>つる</sup> 西南西方沖 伊予灘 <sup>いよなだ</sup> 航路第9号灯浮標 (概位 北緯33°52.7′ 東経132°35.7′)
事故の概要	貨物船第八大神丸 <sup>だいじん</sup> は、南西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成29年11月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八大神丸、294トン
船舶番号、船舶所有者等	142618、岡崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	甲板長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船橋の左舷側外板に擦過傷 灯浮標 太陽電池台に曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板長ほか3人が乗り組み、甲板長が1人で船橋当直に当たり、約13.5ノットの対地速力で、釣島水道を西南西進し、釣島水道灯浮標を通過した後、左転して針路を223°（真方位、以下同じ。）に定めて伊予灘の推薦航路線に沿って南西進した。</p> <p>甲板長は、本船よりも僅かに速い同航船が本船の右舷後方約0.5海里に接近していることに気付き、船間距離を確保する目的で、少し左転して針路を221°～222°とした。</p> <p>本船は、甲板長がその後も右舷後方から接近する同航船に注意を向けていた。</p> <p>甲板長は、海上保安庁から伊予灘航路第9号灯浮標（以下「9番ブイ」という。）に衝突した旨の通報を受け、本事故の発生を知った。</p> <p>甲板長は、同航船に注意を向けていたので、9番ブイに向首していることに気付かなかつたと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、釣島西南西方沖において南西進中、甲板長が、右舷後方から接近する同航船に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、同航船と船間距離を確保する目的で左転した際に9番ブイに向首する態勢となったことに気付かず、9番ブイに衝突したものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、釣島西南西方沖において南西進中、甲板長が、右舷後方から接近する同航船に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったため、同航船と船間距離を確保する目的で左転した際に9番ブイに向首する態勢となったことに気付かず、9番ブイに衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 変針時には、船位を確認すること。</li><li>・ 特定の船舶等に注意を向け過ぎることなく、常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>